

事 務 連 絡
平成22年2月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長

新人看護職員研修の推進について（協力依頼）

平素より看護行政の推進について、特段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
既にご承知のとおり、平成21年7月15日付けで公布された、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号）において、新人看護職員の臨床研修等が努力義務として規定されており、本年4月1日より施行されます。

この新人看護職員研修については、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から重要なものであることから、貴職におかれましては、新人看護職員研修が努力義務化された趣旨をご理解いただくとともに、平成22年度予算案に計上している「新人看護職員研修事業」を積極的に活用していただき、新人看護職員研修の着実な推進に協力いただくようお願いいたします。

また、貴管内の医療機関等において同封の新人看護職員研修のリーフレット及び新人看護職員研修ガイドライン（簡略版）を活用いただけるよう、周知方よろしくお願いいたします。

なお、同封のリーフレット等については、厚生労働省ホームページの下記URLに掲載しておりますので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

○URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/oshirase/100210.html>